年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会平成30年7月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800026 号 厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1800008 号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年3月までの請求期間、昭和57年4月から同年6月までの請求 期間及び同年12月から昭和58年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した 期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和53年*月から昭和56年3月まで

② 昭和57年4月から同年6月まで

③ 昭和57年12月から昭和58年9月まで

私の大学生時代の国民年金は、父が支払っていたと聞かされており、父母の遺品整理をしていた時に、昭和53年*月から昭和56年3月までの期間の領収書が家計簿に挟んであったことを覚えている。また、昭和62年1月に会社を退職した際に、A市役所へ行き、昭和57年4月から同年6月まで及び同年12月から昭和58年9月までの期間が未納となっているとの説明を受け、その場で支払ったが領収書は発行されなかった。しかし、日本年金機構の記録によると、請求期間は国民年金に未加入とされているので、調査の上、国民年金保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳の記号番号により行われていたため、請求者の主張どおりに国民年金に未加入とされている請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(*)とは別に請求者に対し国民年金手帳記号番号の払い出しが必要となる。

しかしながら、日本年金機構は、請求者に対し別の国民年金手帳の記号番号は払い出されていない旨回答しており、A市の国民年金被保険者名簿では、請求者が国民年金被保険者の資格を取得した日は昭和59年4月1日であり、当該資格取得に伴う届出は同年9月13日に行われたことは確認できるが、請求期間①、②及び③に係る国民年金の加入及び保険料納付に係る記録は確認できないことから、請求者は請求期間①、②及び③において、国民年金に未加入であり、請求者及び請求者の父親は、請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求期間①について、請求者は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していなかったと陳述しており、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間①に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、請求期間②及び③について、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付したとする昭和62年1月時点において、請求期間②及び③の国民年金保険料は時効により納付することができない。

このほか、請求者及び請求者の父親が、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。